

改 正 後

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書
(裏面の2の(3)に当てはまる方は、この計算書を使用してください。)

(平成 年分)

氏名

事業所得	総収入金額	①	円	各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含めて書きます。
	特例適用前の必要経費の額	②		
雑所得	総収入金額 (公的年金等に係るものを除きます。)	③		
給与所得の収入金額		④		
65万円 - ② - ④		⑤		(赤字のときは0)
65万円 - ③ - ④		⑥		(赤字のときは0)
特例適用後の必要経費の額	③がない場合	①と⑥とのいずれか少ない方の金額	⑦	・青色申告の場合は、青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に◎と書いてください。なお、申告書第二表の「所得金額」欄の「営業・農業」には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を記載しますが、その際、金額の頭部に◎と書いてください。 ・白色申告の場合は、収支内訳書の「所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に◎と書いてください。なお、申告書第一表の「所得金額」欄の「営業等・農業」には、収支内訳書の所得金額を記載しますが、その際、金額の頭部に◎と書いてください。
	③が⑤より少ない場合			
	③が⑤より多い場合	②の金額	⑧	
雑所得	③と⑤とのいずれか少ない方の金額	⑨		

(注) 事業所得の中に、営業所得のほか農業所得がある場合には、①及び②は、その合計額によって記載してください。この場合、⑦又は⑧の金額は、各所得の特例適用前の所得金額の比などによりあん分して、それぞれの事業所得の金額の計算上必要経費に算入してください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

○この計算書を使った方は、申告書第二表の「○特例適用条等」欄に「措法27」と書いてください。

改 正 前

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書
(裏面の2の(3)に当てはまる人は、この計算書を使用してください。)

(平成 年分)

氏名

事業所得	総収入金額	①	円	各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含めて記載します。
	特例適用前の必要経費の額	②		
雑所得	総収入金額 (公的年金等に係るものを除きます。)	③		
給与所得の収入金額		④		
65万円 - ② - ④		⑤		(赤字のときは0)
65万円 - ③ - ④		⑥		(赤字のときは0)
特例適用後の必要経費の額	③がない場合	①と⑥とのいずれか少ない方の金額	⑦	青色申告の場合は、青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、記載する金額の頭部に◎と表示してください。なお、申告書の「◎所得金額」欄の「営業・農業・その他の事業」欄の「所得金額」欄には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を移記しますが、その際、記載する金額の頭部に◎と表示してください。 白色申告の場合は、収支内訳書の「所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、記載する金額の頭部に◎と表示してください。なお、申告書の「◎所得金額」欄の「営業・農業・その他の事業」欄の「収入金額」、「必要経費」、「専従者控除額」及び「所得金額」の各欄には、収支内訳書に記載したそれぞれの項目に該当する金額を書きますが、その際、「所得金額」欄に記載する金額の頭部に◎と表示してください。
	③が⑤より少ない場合			
③が⑤より多い場合	②の金額	⑧		
雑所得	③と⑥とのいずれか少ない方の金額	⑨		

(注) 事業所得の中に、一般の営業所得のほか農業所得がある場合など、2種類以上の事業所得がある場合には、①及び②は、その合計額によって記載してください。この場合、⑦又は⑧の金額は、2種類以上の事業所得の特例適用前の所得金額の比などによりあん分して、それぞれの事業所得の金額の計算上必要経費に算入してください。

○この計算書は、申告書に添付してください。

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ

次の1に掲げる方(以下「家内労働者等」といいます。)の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の2に掲げる金額となります。

1 特例の対象となる方

特例の対象となる方は、次のいずれにも当てはまる方です。

- (1) 事業所得又は雑所得を有する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方
- (2) 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額と給与所得の収入金額との合計額が65万円に満たない方

(注)1 「家内労働者」とは、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体、販売又はこれらの請負を業とする人から、主として労働の対価を得るために、その業務の目的たる物品(物品の半製品、部品、付属品又は原材料を含みます。)について委託を受けて、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体に従事する方であって、その業務について同居の親族以外の人を使用しないことを常態とする方を行います。

2 事業所得が赤字となる方及び公的年金等の雑所得以外の雑所得が赤字となる方で公的年金等の雑所得のある方は、税務署(所得税担当)におたずねください。

2 必要経費算入額

1に当てはまる方の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の区分に応じた次のとおりです。

- (1) 事業所得がある場合で、公的年金等の雑所得以外の雑所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……事業所得の総収入金額(各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含みます。以下同じ。)と65万円のいずれか少ない方の金額
- (2) 公的年金等の雑所得以外の雑所得がある場合で、事業所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……公的年金等の雑所得以外の雑所得の総収入金額と65万円のいずれか少ない方の金額
- (3) 事業所得と公的年金等の雑所得以外の雑所得のいずれもある場合、又は給与所得の収入金額がある場合……裏面の計算書により計算した金額

● 特例の適用を受けるための手続

- i 2の(1)に当てはまる場合は、次の場合に応じそれぞれ次によります。
 - イ 青色申告の場合……青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、総収入金額から2の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

なお、申告書日第一表の「所得金額」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。
 - ロ 白色申告の場合……収支内訳書の「所得金額」欄に、総収入金額から2の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

なお、申告書日第一表の「所得金額」欄の営業等・農業には、収支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。
- ii 2の(2)に当てはまる場合は、2の(2)により計算した金額を確定申告の手引きの雑所得の「所得金額の計算」の「必要経費D」欄に転記してください。

なお、申告書第一表の「所得金額」欄の雑には、確定申告の手引きの雑所得の金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。
- iii 申告書第二表の「○特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。
- iv 2の(3)に当てはまる場合は、裏面の計算書により必要経費の額を計算し、計算書は申告書と一緒に提出してください。

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ

次の1に掲げる人(以下「家内労働者等」といいます。)の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の2に掲げる金額となります。

1 特例の対象となる人

特例の対象となる人は、次のいずれにも当てはまる人です。

- (1) 事業所得又は雑所得を有する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人
- (2) 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額と給与所得の収入金額との合計額が65万円に満たない人

(注)1 「家内労働者」とは、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体、販売又はこれらの請負を業とする者から、主として労働の対価を得るために、その業務の目的たる物品(物品の半製品、部品、付属品又は原材料を含みます。)について委託を受けて、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体に従事する人であって、その業務について同居の親族以外の人を使用しないことを常態とする人を行います。

2 事業所得が赤字となる人、及び公的年金等の雑所得以外の雑所得が赤字となる人で公的年金等の雑所得のある人は、税務署におたずねください。

2 必要経費算入額

1に当てはまる人の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の区分に応じて次のとおりです。

- (1) 事業所得がある場合で、公的年金等の雑所得以外の雑所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……事業所得の総収入金額(各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含みます。以下同じ。)と65万円とのいずれか少ない方の金額
- (2) 公的年金等の雑所得以外の雑所得がある場合で、事業所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……公的年金等の雑所得以外の雑所得の総収入金額と65万円とのいずれか少ない方の金額
- (3) 事業所得と公的年金等の雑所得以外の雑所得のいずれもある場合、又は給与所得の収入金額がある場合……裏面の計算書により計算した金額

● 特例の適用を受けるための手続

- i 2の(1)に当てはまる場合は、次の場合に応じそれぞれ次によります。
 - イ 青色申告の場合……青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、総収入金額から2の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。その際、記載する金額の頭部に㊦と表示してください。なお、申告書の「㊦所得金額」欄の「営業・農業・その他の事業」欄の「所得金額」欄には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、記載する金額の頭部に㊦と表示してください。
 - ロ 白色申告の場合……収支内訳書の「所得金額」欄に、総収入金額から2の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。その際、記載する金額の頭部に㊦と表示してください。なお、申告書の「㊦所得金額」欄の「営業・農業・その他の事業」欄の「㊦収入金額」、「㊦必要経費」、「㊦専従者控除額」及び「所得金額」の各欄には、収支内訳書に記載したそれぞれの項目に該当する金額を書きますが、その際、「所得金額」欄に記載する金額の頭部には㊦と表示してください。
- ii 2の(2)に当てはまる場合は、2の(2)により計算した金額を申告書の「㊦所得金額」欄の「雑」欄の「㊦必要経費」欄に移記してください。その際、記載する金額の頭部に㊦と表示してください。
- iii 2の(3)に当てはまる場合は、裏面の計算書により必要経費の額を計算し、計算書は申告書に添付してください。